

5年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

① 概要

年金審査課では、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の2府5県の日本年金機構年金事務所において、直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情など幅広く詳細に調査を行い、近畿地方年金記録訂正審議会に対し諮問を行っています。

また、近畿地方年金記録訂正審議会の答申に基づき、年金記録の訂正または不訂正の決定を行っています。

※ 本業務は平成27年4月から実施

② 実績

ア 訂正請求取扱状況

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 備 考 |
|------|--------|--------|-------|------------------|
| 受付件数 | 652 件 | 697 件 | 762 件 | |
| 取下件数 | 300 件 | 498 件 | 454 件 | 日本年金機構での記録訂正分を含む |
| 決定件数 | 390 件 | 191 件 | 255 件 | 各年度の決定状況は次のとおり |

イ 各年度の決定状況

(ア) 国民年金

| | 訂正 | 一部不訂正 | 不訂正 | 却下 | 計 |
|--------|-----|-------|------|-----|------|
| 平成29年度 | 3 件 | 0 件 | 53 件 | 0 件 | 56 件 |
| 平成30年度 | 4 件 | 0 件 | 45 件 | 0 件 | 49 件 |
| 令和元年度 | 1 件 | 2 件 | 30 件 | 0 件 | 33 件 |

(イ) 厚生年金保険

| | 訂正 | 一部不訂正 | 不訂正 | 却下 | 計 |
|--------|-------|-------|------|-----|-------|
| 平成29年度 | 250 件 | 18 件 | 63 件 | 0 件 | 331 件 |
| 平成30年度 | 80 件 | 16 件 | 36 件 | 1 件 | 133 件 |
| 令和元年度 | 173 件 | 12 件 | 35 件 | 0 件 | 220 件 |

(ウ) 脱退手当金

| | 訂正 | 一部不訂正 | 不訂正 | 却下 | 計 |
|----------|-----|-------|-----|-----|-----|
| 平成 29 年度 | 1 件 | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 3 件 |
| 平成 30 年度 | 1 件 | 0 件 | 8 件 | 0 件 | 9 件 |
| 令和元年度 | 0 件 | 0 件 | 2 件 | 0 件 | 2 件 |

(注1)「訂正」…訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めるもの

(注2)「一部不訂正」…訂正請求期間のうち一部の期間について、訂正する必要を認めないもの

(注3)「不訂正」…訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めないもの

(2) 近畿地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

平成 27 年 4 月 10 日、地方厚生局長が年金記録の訂正または不訂正を決定するに当たり、諮問を行う近畿地方年金記録訂正審議会が近畿厚生局に設置されました。

近畿地方年金記録訂正審議会は、近畿厚生局長が任命した、弁護士、社会保険労務士、税理士など民間有識者からなる委員（20 名）で構成されており、5 つの部会（委員は 1 部会 4 名）が設置されています。

近畿地方年金記録訂正審議会では、年金記録の訂正請求事案について、近畿厚生局長からの諮問に対して、中立的な立場で審議し公平かつ公正な判断により答申を行っています。

年金審査課では、近畿地方年金記録訂正審議会（総会及び部会）の運営及び当該審議会の委員の任命等に関する庶務的事務を行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨等については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方年金記録訂正審議会総会の開催状況

| | 開 催 日 |
|----------|------------------|
| 平成 29 年度 | 平成 29 年 4 月 13 日 |
| 平成 30 年度 | 平成 30 年 4 月 16 日 |
| 令和元年度 | 平成 31 年 4 月 15 日 |

イ 近畿地方年金記録訂正審議会部会の開催状況

| | 回 数 | 開 催 状 況 |
|----------|-------|--|
| 平成 29 年度 | 129 回 | 4 月は 1 回、5 月以降は毎月 2 回程度 |
| 平成 30 年度 | 95 回 | 4 月は 1 回、5 月以降は毎月 2 回程度 |
| 令和元年度 | 80 回 | 4 月は 1 回、5 月以降は毎月 2 回程度 ※令和 2 年 3 月については新型コロナウイルス感染症 拡大防止の観点から開催はしていません。 |